

厚生労働省告示第二百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】



(i)若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費( )のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費( )若しくはユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費( )、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型介護福祉施設サービス費( )、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費( )、ユニット型介護保健施設サービス費( )、ユニット型介護保健施設サービス費(i)、ユニット型介護保健施設サービス費( )のユニット型介護保健施設サービス費(i)、ユニット型介護保健施設サービス費( )のユニット型介護保健施設サービス費(i)、ユニット型介護保健施設サービス費( )のユニット型介護保健施設サービス費(i)、ユニット型介護保健施設サービス費( )のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定

いう。)に規定するユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費( )若しくはユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費( )、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型介護福祉施設サービス費( )、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費( )、ユニット型介護保健施設サービス費( )、ユニット型療養型介護療養施設サービス費( )、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( )、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)若しくはユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費( )のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費( )、併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費( )、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費( )、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費( )、ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費( )、ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( )のユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型





生活介護費)、併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(

、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(

ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費)、ユ

ニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(

ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費)、ユニ

ット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(

ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費)、ユニ

ット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(

ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(

室をいう。

病室をいう。

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サ

ビス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(

若しくは併設型短期入所生活介護費)、指定地域密着型サ

ビス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護福祉施設サ

ビス費(若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サ

ビス費)、指定施設サ

ビス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サ

ビス費(若しくは小規模介護福祉施設サ

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サ

ビス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(

若しくは併設型短期入所生活介護費)、指定地域密着型サ

ビス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護福祉施設サ

ビス費(若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サ

ビス費)、指定施設サ

ビス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サ

ビス費(若しくは小規模介護福祉施設サ













型介護予防短期入所療養介護費( )、認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費( )若しくは基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費( )を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。